

社会福祉法人八代保育園 役員報酬等の額及び支給基準を定める規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八代保育園（以下「法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員並びに理事及び監事に対する報酬等の総額及びその支給の基準について定めるものとする。

(評議員の報酬等)

第2条 評議員は無報酬とする。

(理事の報酬等の総額)

第3条 理事に対する報酬等の総額は、年額24万円に第7条に規定する役員退職金の支給額を加えた額とする。

(理事の報酬等の配分)

第4条 理事に対する報酬は、次の各号の区分に応じ、各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事長 月額2万円
- (2) 理事長を除く理事 無報酬

(理事長の報酬の支給基準等)

第5条 理事長の報酬は、原則毎月25日とする。ただし、土曜、日曜又は祝日に該当する場合、繰り上げての支給とする。

(監事の報酬等)

第6条 監事は無報酬とする。

(役員退職金)

第7条 理事及び監事が退職したときは、理事及び監事として在職した期間に応じて次の表の基準に従って役員退職金を支給する。ただし、退職した理事が給与等支給規則に規定する退職金の支給対象である者の場合は、これを支給しない。

在職期間	退職金の額
10年未満	1万円
10年以上20年未満	2万円
20年以上30年未満	3万円
30年以上	5万円

2 前項に規定する在職期間の算定に当たっては、理事及び監事として就任した月から退職した月までとし、この場合において6か月以上の端数が生じたときは、1年とする。ただし、理事長の職にあった期間は、その期間を2倍に換算するものとする。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、評議員会が定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を受けて行う。

附 則

この規程は、令和7年12月4日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

この規程の施行により、「役員等の報酬等に関する規則」（平成29年4月1日改正実施）を廃止する。